

国際観光旅客税法施行令に基づく税関官署の 管轄及び税関官署の長に委任される権限を 制限する範囲を定める掲 示

国際観光旅客税法施行令（平成30年政令第161号）第8条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、税関官署の管轄及び税関官署の長に委任される権限を制限する範囲について、令和4年4月1日から次のように適用することとしたので、同条第3項の規定により公告する。

この実施に伴い、国際観光旅客税法施行令に基づく税関官署の管轄区域及び税関官署の長に委任される権限を制限する範囲を定める掲 示（平成30年12月14日掲 示第214号）については、廃止する。

1. 国際観光旅客税法施行令第8条第1項第2号の規定に基づく税関官署の管轄

税関官署の管轄については、「関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号に掲げる税関官署の管轄を定める掲 示」（令和4年3月24日掲 示第82号）の別表のとおりとする。

2. 国際観光旅客税法施行令第8条第2項の規定に基づく権限を制限する範囲

国際観光旅客税法施行令第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる税関出張所の長については、同条第1項第2号に掲げる国際観光旅客税の確定、納付、徴収及び還付並びにこれらに係る手続きの際にされる処分に関する権限の全部を制限することとする。

- (1) 神戸税関六甲アイランド出張所
- (2) 神戸税関ポートアイランド出張所